

第508回（臨時）福崎町議会会議録

令和5年5月1日（月）
午前9時30分開 会

○令和5年5月1日、第508回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主 査 吉田卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	ほけん年金課長	西村由紀子
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課長	大塚謙一	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第30号 令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 7 質疑
- 第 8 討論・採決
- 追加第1 議長辞職の件
- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙

- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第9 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第10 中播北部行政事務組合議員の選挙
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 第 9 議員派遣
- 第10 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 議案第30号 令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 7 質疑
- 第 8 討論・採決
- 追加第1 議長辞職の件
- 追加第2 議長の選挙
- 追加第3 副議長辞職の件
- 追加第4 副議長の選挙
- 追加第5 議席の指定
- 追加第6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第9 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第10 中播北部行政事務組合議員の選挙
- 追加第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 第 9 議員派遣
- 第10 閉会中の継続調査申出

開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。

第508回福崎町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

木々の緑が濃さを増す季節となってまいりました。議員各位におかれましては早朝よりご参集を賜り、誠にありがとうございます。

ここで、4月1日付人事異動があり、その内容についてはご承知のことと存じますが、このたび新しく課長になられた方からご挨拶を受けたいと思います。

よろしく願いいたします。

ほけん年金課長 4月1日付でほけん年金課長になりました西村と申します。国民健康保険、後期高齢者医療保険、そして福祉医療、また住民の皆様の健康づくりという分野に関わる仕事をさせていただくことになりました。至らぬ点ばかりですが、皆様のご指導をよろしく願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

また、事務局及び総務課から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第508回福崎町臨時会が成立したことを宣告いたします。

ただいまから、第508回福崎町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

6番、牛尾雅一議員

13番、竹本繁夫議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開いて協議をいただきましたとおり、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日といたします。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。

第507回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。

事務局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

4月1日、第1グラウンド駐車場周辺において、第14回民俗辻広場まつり及び観桜会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。

4月13日、文化センターにおいて、老人大学 神崎・福寿学園開講式が開催され、議長が出席し、祝辞を述べてまいりました。

その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。

また、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についてから、議案第30号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてまでの3件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案説明を求めてまいります。

町長 皆様、おはようございます。第508回福崎町議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新緑がまぶしい、すがすがしい季節となってきました。そのような中、去る4月18日に告示された町長選挙において、2期目の当選をさせていただきました。この選挙は、私の1期4年間の評価をしていただく選挙でもあると思っておりますので、無投票ではありますが、当選させていただいたことについて大変うれしく思っております。ご支援をいただきました全ての皆様方に、改めて心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

無投票となり、町民の皆様には選択肢がなかったことは残念ではありますが、これまで以上に謙虚に耳を傾け、町政を前に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。町民の皆様、お一人お一人の声を直接聴けたらよいのですが、現実的には大変困難ですので、議員の皆様から町民の声を届けていただき、地域の課題解決につなげていきたいと考えています。

また、議会は町長を監視するという任務もあります。お互いが緊張関係を保ちながら、福崎町の発展と町民の皆様の幸せのためのまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、本日提出いたします議案等につきましては、報告1件、議案2件の計3件です。

報告第1号は、車両同士の物損事故における損害賠償の額を定め和解することについて専決処分をしたため、議会に報告するものです。

議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたため、議会を開く時間がなく、専決処分させていただき、その承認を求めるものです。

議案第30号、一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,940万円を追加するもので、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対する生活支援のための特別給付金事業及び福崎西中学校における損害賠償請求事件に係る弁護士委託料の増額補正について、議会の議決を求めるものです。

詳細説明は各担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

日程第 4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第4、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてご説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて令和5年3月17日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

報告第1号資料に事故発生場所の位置図、事故発生状況の略図をお示ししておりますのでご参照ください。事故の発生は令和5年2月5日12時頃です。事故の発生場所は福崎町南田原1923番3地先路上で、相手方は記載のとおりであります。事故の概要は、福崎町消防団の北野分団車両が西光寺区内で発生したその他火災に出動し、火災現場付近に到着して縦列駐車しようとして後進した際に停車していた相手方の車両と接触したものです。損害賠償額は破損した車の修理に要する費用、7万2,908円です。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくご説明申し上げます。

日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）

議長 次に、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

税務課長 議案第29号、専決処分の承認を求めること（福崎町町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年度税制改正の大綱による地方税法や同法施行規則など、上位法令の改正が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、やむを得ず同日地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、4月1日から施行したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正内容につきましては、過疎化や高齢化といった地方の課題を解決し、地方活性化に取り組むため、住民生活に密着した行政サービスを支える地方公共団体の税収をしっかりと確保するとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するため、地方税制について所要の措置を行うものです。

議案第29号資料1ページには主な改正点をお示ししています。

左側に示す森林環境税はパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から平成31年3月に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により創設されました。国民一人一人がひとしく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の役割を担う森林を支える仕組みとして令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなります。それに必要な条例改正を行ったものです。

続きまして、資料右上に示します軽自動車税環境性能割は、自動車がもたらすCO₂排出や道路の損傷、交通事故や公害、騒音等の様々な社会的コストに係る行政需要に着目した原因者負担の普通税で、自動車の環境性能に応じて税率を定めることとして、令和元年10月に創設されました。燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、燃費性能に応じた税率区分を2年ごとに見直すこととしていましたが、半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月まで据え置くこととし、電動車の一層の普及促進を図る観点から税

率区分の基準となる燃費基準の達成度を3年間で段階的に引き上げることとしています。

この改正と併せて資料右下に示しますとおり、環境負荷低減を進める観点から平成28年度の税制改正により導入された軽自動車税種別割のグリーン化特例について、より環境性能のよい普及を促進するため、適用期限を3年間延長しています。経過分については令和5年4月以降の適用対象車を表に示しますとおり改め、取得翌年度の軽自動車税を軽減します。また、ハイブリッド車を含まない13年超のガソリン車や11年超のディーゼル車については重課として税率をおおむね20%上乘せして課税することとなります。

なお、資料2ページ以降にはその他の改正を含めた新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で議案第29号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

日程第6 議案第30号 令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）について

議 長 次に、日程第6、議案第30号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第30号についてご説明申し上げます。

令和5年度福崎町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,940万円を追加し、補正後の予算総額を86億4,940万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

まず、歳出からご説明いたします。

事項別明細書5ページ、6ページをお開き願います。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第30号、令和5年度一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第7 質疑

議 長 日程第7は、議案に対する質疑であります。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分報告について（損害賠償の額を定め和解すること）について、質疑はありますか。

1 2 番 予算的には前年度分の予算で処理をされているという、そういう認識でよろしいですか。

町参事兼住民生活課長 そのとおりです。令和4年度での処理となっております。

1 2 番 3月議会中にですね、後半の本会議でも提案をされるというふうなことは無理だったのでしょうか。

総務課長 議員のおっしゃいますように、3月定例会は3月27日までの会期となっていたところでございます。交通事故の示談は損害額、責任割合、示談書作成事務等を紙の複写書類の往復で共済や保険会社が行っておりまして、通常事故発生か

ら約2か月かかっておるところでございます。ところが本件につきましては、共済での事務が速く進みまして、また事故相手方との示談成立が急に調うことになりまして、3月17日に専決処分、同日に示談成立という運びとなりました。議会への報告の準備ができない中、専決及び示談のみ先行させるような経緯となり、3月定例会での追加の報告に間に合わず、本日の臨時会での報告とさせていただいてところでございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例の一部を改正する条例)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について質疑はありませんか。

1 2 番 この弁護士費用については、これで最終確定ということでしょうか。

学校教育課長 はい、西中における損害賠償請求事件に関しましてはこれで弁護士に対する支払いは最終となります。

1 2 番 この費用の基準といますかね、その積算の基準というのはもう少し詳しく報告できるようなものがあるのでしょうか。

学校教育課長 今回のこの弁護士の費用につきましては、総額におきまして旧日弁連基準の基準額というのが平成16年までは存在しておりましたが、それ以降は弁護士事務所における自由価格という形になっております。根拠のよりどころとしますところはもう既がない状態ではありますが、現在でもその旧日弁連基準の基準額をにらみながらの各弁護士事務所における費用の算出をされておられるというところであるようでございます。それに基づいて顧問弁護士の藤田・川崎法律事務所の費用をお支払いするという形になっております。

1 2 番 それからもう1点、この支援給付金の関係ですが、この財源になっておる国からの交付金についてはこれは国がですね、低所得者世帯支援枠5,000億円、それから推奨事業メニュー7,000億円を都道府県及び市町村に配分をしたというふうなことでありましたが、この内容からいえば、福崎町への配分額と今回それに見合う支出はどのぐらいになっておるのか、今後の計画はどのようなのか等についてお聞きをいたします。

企画財政課長 先ほど小林議員が言われましたのはコロナ交付金のこととして、こちらにつきましては全額国庫補助となりますので、これはもう使った額がそのまま10分の10交付される補助金となっております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

日程第8 討論・採決

議 長 日程第8は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第29号及び議案第30号については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第29号及び議案第30号については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは討論・採決を行います。
議案第29号、専決処分の承認を求めることについて(福崎町町税条例の一部を改正する条例)について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第29号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第29号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次に、議案第30号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上で、本会議に付託されました議案の審査は終了いたしました。
ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

◇

休憩 午前10時02分

再開 午前10時14分

◇

追加日程第1 議長辞職の件

副 議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、ご報告申し上げます、お諮りいたします。
先刻、城谷英之議員より本日付で議長辞職願が、私、副議長宛てに提出されました。
お諮りいたします。
城谷英之議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。
よって、城谷英之議員の議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とす

ることに決定いたしました。

お諮りいたします。

地方自治法第108条の規定により城谷英之議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

よって、城谷英之議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、城谷議員から発言の申出がありますので、これを許可します。

城谷英之議員 大変、貴重な時間をお借りしまして、皆様方にお礼の言葉を述べさせていただきます。

令和3年5月1日に福崎町議会議長という要職に就任して以来、各議員の温かいご支援、ご協力の下、本日まで無事職務を果たすことができました。

議員各位並びに町長をはじめ理事者の皆様には、多大なご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

今日まで福崎町議会議長という重責の下、町民の皆様の声に応え、議会として機能と責任を果たすべく、議員各位のご協力、ご支援を賜りながら、町政発展のために誠心誠意取り組んでまいりました。

今、地方議会は、その在り方が改めて問われており、私たち議会議員は広く町民の声に応えられるよう、さらに議会改革を精力的に進めなければなりません。

私も一議員として議長・町村議長会の経験を活かし、今後とも町政発展のために力を尽くすことを申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

副 議 長 城谷議員、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

なお、理事者の皆様方には、恐れ入りますが、しばらくの間、退席をお願いします。

ここで、暫時休憩いたします。

(理事者退席)

◇

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

◇

追加日程第2 議長の選挙

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、重ねてお諮りいたします。

ただいま、城谷英之議員の議長辞職に伴い、欠員となりました議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに対してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を本日の日程に追加して行うことに決定いたしました。

次の日程は、議長の選挙を行います。

これから、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6項の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分かりやすい議長の選出を行うことを目的とするものであります。

ここで、申出がありました前川裕量議員の所信表明を行います。

前川裕量議員、お願いいたします。

前川裕量議員 このたび福崎町議会議長選に立候補した所信を表明させていただきます。

これまで私は常任委員会の委員長、副議長、議会運営委員会委員長等をさせていただきました。それらの経験を生かし、議会の発展、町政発展のため尽力いたします。福崎町の発展のために皆様とともに力を合わせ、議論を尽くし、議会の活性に努め、町民の代弁者として政策提言、政策提案がしっかりとしていける議会となり、また、コロナの問題、少子高齢化問題等増え続ける社会保障費等、変化する社会情勢に対応できる議会であるよう努めてまいります。町民の代表とし、また議会の代表として自覚を持ち、議会人として努めてまいりますので、どうか議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。

副議長 議員の皆さんに申し上げます。

ただいま行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法とがありますが、いずれの方法とするべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

副議長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとし、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定をいたしました。
準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

◇

副議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、選挙の方法が決定しましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

副議長 ただいまの出席議員数は、14名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

1番、三輪一朝議員

7番、富田昭市議員

以上、両議員を指名いたします。

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長 「異常なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じて、記載台において、投票用紙に被選挙人の氏名を記載

の上、順次投票を願います。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただく方法で、お願いいたします。それでは事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いをいたします。議席順に申し上げます。

- 1 番、三輪一朝議員
- 2 番、石川 治議員
- 3 番、大塚記美代議員
- 4 番、吉高平記議員
- 5 番、河嶋重一郎議員
- 6 番、牛尾雅一議員
- 7 番、富田昭市議員
- 8 番、宇崎壽幸議員
- 9 番、植岡茂和議員
- 10 番、前川裕量議員
- 11 番、松岡秀人議員
- 12 番、小林 博議員
- 13 番、竹本繁夫議員
- 14 番、城谷英之議員

副議長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

副議長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

副議長 これより開票を行います。

1 番、三輪一朝議員

7 番、富田昭市議員

開票の立会いをお願いをいたします。

(開 票)

副議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

うち、有効投票 14 票。

有効投票のうち、

前川裕量 13 票

三輪一朝 1 票

以上のとおりです。

法定得票数は有効得票数の4分の1となりますので、この選挙の法定得票数は4票です。

よって、前川裕量議員が議長に当選されました。

決定得票数を上回る票数を得られました前川裕量議員。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

副議長 ただいま議長に当選されました前川裕量議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

新しい議長が誕生いたしましたので、これより新議長の挨拶を受けたいと思います。

これをもって私の議長の職を解かせていただきます。不慣れな中でありましたが、皆様のご理解とご協力をいただき、無事終えることができました。ありがとうございました。

(副議長退席、新議長、議長席に着く)

新 議長 先ほど選挙の中で皆様方にご推挙いただきました前川裕量でございます。議長の職を力いっぱい頑張っております。議員の皆様方のお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。
それでは暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

◇

追加日程第3 副議長辞職の件

新 議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
この際、ご報告申し上げます、お諮りいたします。
先刻、竹本繁夫議員より本日付で副議長辞職願が、議長宛てに提出されました。
お諮りいたします。
竹本議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに本件を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議長 異議なしと認めます。
よって、竹本議員の副議長辞職の件を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。
地方自治法第108条の規定により、竹本繁夫議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議長 異議なしと認めます。
よって、竹本繁夫議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。
ここで、竹本議員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

竹本繁夫議員 先ほどは、不慣れな議長選挙の運営にもかかわりませず、議員各位のご協力をいただき、無事終了することができましたこと、誠にありがとうございました。
令和3年5月1日第496回臨時議会において、皆様のご推挙により副議長の大任を仰せつかりまして以来、城谷議長の下で議会の活性化や町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいりました。この間、皆様方には温かいご指導とご協力を賜りましたことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。この間、尾崎町長をはじめ理事者、職員の皆様のご協力に対し、心から感謝を申し上げ退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

新 議長 竹本議員、ありがとうございました。

追加日程第4 副議長の選挙

新 議 長 この際、重ねてお諮りいたします。
ただいま、副議長の辞職に伴い、欠員となりました副議長の選挙を本日の日程に追加して行うこととしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長の選挙を本日の日程に追加して行うことを決定いたしました。
これから、副議長志願者の所信表明を行います。
この所信表明は福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで、町民に分かりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものであります。

申出のありました三輪議員の所信表明を行います。

三輪一朝議員 福崎町議会副議長選挙の立候補に当たり、所信表明をさせていただきます。

人口減少社会の進展、新型コロナウイルス感染症の拡散及びロシアによるウクライナ軍事侵攻による多大な影響など、地域が様々な問題に直面する中で、我が国の地方議会においては、住民と議会との意思疎通を充実させる観点や、多様な人材の地方議会への参画を促すなどの観点から、様々な議会運営上の実習的な取組が行われるなど、地方議会の役割がますます重要になっています。そしてこの福崎町議会においても役割をさらに向上させていくことが求められます。

併せて18歳選挙権の実施、政治分野における男女共同参画推進法の成立など、地方議会を取り巻く環境が変化していることなどを踏まえ、議員各位と議会事務局の協力を得て、議会も変化していく必要があります。

これら課題改善の進展、並びに議会における中立公正な職務遂行、併せて議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営の増進を担うことについて、議長の主導の下、議長を補佐いたしたく立候補をいたすものでございます。

新 議 長 ここで、議員の皆様に申し上げます。

ただいま行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。したがって、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推進による方法がありますが、いずれの方法とするべきかお諮りいたします。

(「投票」の声あり)

新 議 長 ただいま投票との声がありますが、選挙の方法は投票によることとし、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。
準備のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

◇

新 議 長 引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、選挙の方法が決定いたしましたので、議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

新 議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に
2番、石川 治議員
8番、宇崎壽幸議員
以上、両議員を指名いたします。
次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

新 議 長 「異常なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
事務局長の点呼に応じて、記載台において投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を願います。
なお、経路でございますが、自席からの事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱へ投函し、席へ帰っていただく方法でお願いいたします。
それでは事務局長に、点呼を命じます。

事 務 局 長 それでは、命によりまして点呼をいたします。よろしくお願いいたします。
議席順に申し上げます。

- 1番、三輪一朝議員
- 2番、石川 治議員
- 3番、大塚記美代議員
- 4番、吉高平記議員
- 5番、河嶋重一郎議員
- 6番、牛尾雅一議員
- 7番、富田昭市議員
- 8番、宇崎壽幸議員
- 9番、植岡茂和議員
- 10番、前川裕量議員
- 11番、松岡秀人議員
- 12番、小林 博議員
- 13番、竹本繁夫議員
- 14番、城谷英之議員

新 議 長 投票漏れはありませんか。
(「ありません」の声あり)

新 議 長 投票漏れなしと認めます。
よって、投票の終了を宣告いたします。
投票が終わりましたので、投票箱の閉鎖をいたします。
(投票箱閉鎖)

新 議 長 これより開票を行います。
2番、石川 治議員
8番、宇崎壽幸議員
開票の立会いをお願いいたします。
(開 票)

新 議 長 それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

うち、有効投票 14 票。

無効投票ゼロ。

有効投票のうち、

三輪一朝議員 14 票

以上のとおりです。

法定得票数は有効得票数の 4 分の 1 となりますので、この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、三輪一朝議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

新 議 長 ただいま副議長に当選された三輪議員が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。
ただいま、当選されました副議長から就任のご挨拶を受けたいと思います。
副議長、演壇へどうぞ。

新 副 議 長 このたび皆様のご信任を得て副議長の大役を仰せつかることとなり、身の引き締まる思いがいたします。

地域が様々な問題に直面する中で、議会として適切な取組ができるよう努めるとともに、社会構造の変化に伴う議会の進化にも努めてまいりたく存じます。議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして就任の挨拶とさせていただきます。

新 議 長 しばらく休憩いたします。

なお、1 時から全員協議会を開催いたしますので、第 1 委員会にご参集いただきますようお願いいたします。

◇

休憩 午前 11 時 34 分

再開 午後 2 時 45 分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
先ほどの議長選挙で議長に就任することになりました前川裕量でございます。
よろしく願いいたします。

お諮りをいたします。

お手元に配付しております追加議事日程を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、追加議事日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第 5 議席の指定

新 議 長 次の日程は、議席の指定であります。
お諮りいたします。
議席を変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、会議規則第 4 条の規定により、議長が議席の指定をいたします。

1 番、石川 治議員
2 番、竹本繁夫議員
3 番、牛尾雅一議員
4 番、大塚記美代議員
5 番、吉高平記議員
6 番、植岡茂和議員
7 番、宇崎壽幸議員
8 番、小林 博議員
9 番、河嶋重一郎議員
10 番、松岡秀人議員
11 番、城谷英之議員
12 番、富田昭市議員
13 番、三輪一朝議員
14 番、前川裕量でございます。
以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第 6 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

新 議 長 次の日程は、各常任委員会及び議会運営委員会委員の選任です。
委員会条例第 7 条第 4 項により、議長が議会に諮って指名することとなっておりますが、ただいまから指名いたします。
総務文教常任委員会は、吉高議員、石川議員、河嶋議員、城谷議員、三輪議員、富田議員、松岡議員。
民生まちづくり常任委員会は、小林議員、大塚議員、牛尾議員、植岡議員、竹本議員、宇崎議員、私、前川でございます。
議会広報常任委員会の委員は、松岡議員、牛尾議員、石川議員、植岡議員、河嶋議員、大塚議員。
議会運営委員会の委員は、吉高議員、小林議員、竹本議員、城谷議員、宇崎議員、富田議員、以上であります。
お諮りいたします。
ただいまの指名のとおり、それぞれ常任委員会委員、及び議会運営委員に選任することに決定しご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。
常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。休憩中に各委員会に互選をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2 時 5 2 分
再開 午後 2 時 5 2 分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、吉高議員、副委員長、石川議員。

民生まちづくり常任委員会委員長、小林議員、副委員長、牛尾議員。

議会広報常任委員会委員長、植岡議員、副委員長、大塚議員。

議会運営委員会委員長、竹本議員、副委員長、城谷議員、以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。

追加日程第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議員の選挙であります。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することとなっております。

この議員は2名であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によって決定したいと思えます。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決定しました。

それでは、指名いたします。

中播衛生施設事務組合議員は石川議員、宇崎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました石川議員、宇崎議員を中播衛生施設事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議員に石川議員、宇崎議員が当選されました。

ただいま当選されました石川議員、宇崎議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙であります。

組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することとなっております。

この議員は3名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名いたします。
姫路福崎斎苑施設事務組合議員には、松岡議員、富田議員、牛尾議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました松岡議員、富田議員、牛尾議員を姫路福崎斎苑施設事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑事務組合議員に松岡議員、富田議員、牛尾議員が当選されました。
ただいま当選されました松岡議員、富田議員、牛尾議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第9 くれさか環境事務組合議員の選挙

新 議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議員の選挙です。
組合議会議員は関係市町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
この議員は3名であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
くれさか環境事務組合議員は、城谷議員、竹本議員、大塚議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました城谷議員、竹本議員、大塚議員をくれさか環境事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました、くれさか環境事務組合議員に城谷議員、竹本議員、大塚議員が当選されました。
ただいま当選されました城谷議員、竹本議員、大塚議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第10 中播北部行政事務組合議員の選挙

- 新 議 長 次の日程は、中播北部事務組合議員の選挙です。
組合議会議員は関係町の議会において、議員の中から選挙することになっております。
この議員は3名であります。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 新 議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは指名をいたします。
中播北部行政事務組合議員に、三輪議員、河嶋議員、植岡議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました三輪議員、河嶋議員、植岡議員を中播北部行政事務組合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 新 議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播北部行政事務組合議員に三輪議員、河嶋議員、植岡議員が当選されました。
ただいま当選されました三輪議員、河嶋議員、植岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第11 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

- 新 議 長 この際お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
議案第31号、監査委員の選任について、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 新 議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象となりますので、
石川 治議員の退席を願います。
(石川 治退席)

新 議 長 暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分

◇

新 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。
町 長 新しい議会の体制が整いまして、これから、町と議会の協力の下、町政運営を
進めてまいることになりました。これからも、これまで同様、ご協力を賜ります
ようによろしくお願いを申し上げます。

さて、議案第31号、監査委員の選任について、提案をさせていただきます。
氏名は石川 治さんです。経歴等につきましては、後ほど、副町長が説明いた
しますが、人格高潔で優れた見識をお持ちでおられます。福崎町の監査委員とし
てふさわしい方であると確信し、提案させていただきます。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新 議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。
それでは、議案第31号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説
明を求めます。

副 町 長 議案第31号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。
本案件は、人事案件で、地方自治法第196条第1項並びに福崎町監査委員条
例第1条に基づき、町長が議会の同意を得て選任をするものであります。

先ほど、町長から提案理由の説明がございましたが、前任者から辞職願が提出
され、同法第198条の規定により町長が辞職の承認をいたしまして、新たに監
査委員の選任を提案するものでございます。

住所は福崎町福崎新295番地2、氏名は石川 治、生年月日は昭和33年8
月26日、現在64歳でございます。

監査委員の職務は、同法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項
は条例に委任され、福崎町監査委員に関する条例に定められております。

ご承知のように、定期監査、臨時、随時監査、及び例月出納検査等により、町
の事務事業の執行管理、財務管理、その他町行政運営の全般にわたり監査をする
ものであります。

石川 治氏は優れた識見を有する方で、法に基づき公正にして普遍の態度で職
務を執行していただける適任者でございます。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

新 議 長 議案第31号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第31号について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

新 議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議においてただいまから即決したいと思います
が、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定しました。
これより討論・採決に入ります。
議案第31号、監査委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

新 議 長 これから採決を行います。
議案第31号について、原案のとおり同意することに賛成の方は、ご起立をお願いいたします。
(起立全員)

新 議 長 起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。
入場をお願いいたします。

◇

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時08分

◇

(石川 治議員入室)

日程第9 議員派遣

新 議 長 会議を再開いたします。
次の日程は、議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり、派遣すること
にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり、派遣
することに決定しました。

日程第10 閉会中の継続調査申出

新 議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。

各委員長から、それぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、それぞれの申出のとおり、許可することに決定しました。
以上で、第508回福崎町議会臨時会の日程は全て終わりました。
よって、本臨時会を閉会することとしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

新 議 長 異議なしと認めます。
よって、第508回福崎町議会臨時会を閉会することに決定しました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、早朝からご参集いただき、議長、副議長選挙をはじめ、委員会構成など、また町長からの提案もありました議案に対し、慎重審議並びに適正妥当なる結論づけをいただき、ありがとうございました。
議員各位のお力添え、ご協力によりまして無事閉会することができました。心から厚く御礼を申し上げます。
最後になりましたが、議長選挙の結果、私が、皆様のご推挙により議長の重任を仰せつかることになりました。議会の活性化、町民福祉の向上に微力ではありますが、全力で努めてまいります。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

最後に町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

町 長 第508回福崎町議会臨時会を閉じるに当たりまして、一言、お礼とご挨拶を申し上げます。

今議会では提案をしました議案を可決していただきまして誠にありがとうございました。

また、今臨時会では、重要な議会人事の選挙も行われました。新しい体制が決まりましたことを大変喜ばしく思います。これから議会の新体制がスタートされますが、私も2期目のスタートを切るわけでございます。私は地方自治体の究極の目標は住みよい町を築くことであると思っております。行政と議会が両輪となって活力にあふれ、風格のある住みよいまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

6月になりますと定例議会が始まります。農繁期を迎え、大変お忙しい時期にもなりますが、お元気で出席していただきますようお願いいたしまして、閉会の言葉とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

新 議 長 これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 3時11分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年6月

福崎町議会前議長 城 谷 英 之

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 竹 本 繁 夫